

「越前市環境基本計画（案）」に関するパブリック・コメント結果

案件名	越前市環境基本計画（案）について																				
実施期間	令和3年12月15日（水）から令和4年1月6日（木）まで																				
趣旨	<p>平成19年度に越前市環境基本計画を策定し、先人が守り育ててきた本市の素晴らしい環境と歴史、文化、伝統のものづくりといった恵みを次の世代に継承するため、取組みを進めてきました。</p> <p>一方で国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の実現に向けた機運の高まり、脱炭素社会の構築やマイクロプラスチック対策、食品ロスの削減など様々な環境に関する新たな課題への対応が求められています。</p> <p>本計画では、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりを重点項目として位置付け、市民・事業者・行政が一体となり進めていくほか、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践や豊かな自然環境の保全・再生に関する活動を行うなど、一人一人が積極的に環境問題に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人にも生きものにも優しいまちづくりを目指します。</p>																				
意見提出者数 （件数）	<p>3人（4件）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>～40代</td> <td>50代</td> <td>60代</td> <td>70代</td> <td>80代</td> <td>未記入</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1（1）</td> <td>1（2）</td> <td></td> <td></td> <td>1（1）</td> <td>3（4）</td> </tr> </table>							～40代	50代	60代	70代	80代	未記入	合計		1（1）	1（2）			1（1）	3（4）
～40代	50代	60代	70代	80代	未記入	合計															
	1（1）	1（2）			1（1）	3（4）															
意見に対する回答	以下のとおり																				

No	年齢 ・年代	該当する箇所	意見の要旨	越前市の回答
1	未記入	第3章 基本方針5 P.45	高齢者や子供たちが 交流しながら、チカラを合わせて、美しい環境をつくろうと環境整備に積極的にかかわりたくなる市政づくりをしてください。	本計画では、施策10として「環境保全団体との連携・協働の促進」を掲げています。 多くの方が環境保全活動に参加できるよう、活動に関する情報を積極的に提供してまいります。
2	56歳	第3章 基本方針2 P.24 P.26	住んでいる町内のすぐそばで、身体に心配なプラントが建つかも。若い家族が家を建て、これから子育てをがんばっていかうとしています。これからの若い子、人達の長い人生の為に、健康に安心な環境になるといいなと思います。	本計画の施策3として「生活環境の保全推進」を掲げ、事業者の取組みとして「施設の設置・更新時には、近隣住民に配慮する」及び「周辺環境や近隣住民に配慮した事業活動に努める」と記載しております。 行政の取組みについても「工

				場又は事業所からの汚水や騒音発生など生活への影響が発生した場合は、事業者に対して適切な指導を実施する」としており、基本方針2「水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり」に向け、取り組んでまいります。
3	62歳	第3章 基本方針2 P.26	現実的な市民の環境に対する苦情や要望に対応して行くのかを示すことも大切であろうと考えて、以下のご提案をいたします。 ①行政としてどのようなアクション実践して行っていくのか、市民に対してどのような形で相談窓口を広く開設していくのかを計画に示して頂きたい。 ②越前市と事業所とが「環境保全協定書」に基づき、どのような実のある調整を行うのかをフローチャートで示して頂きたい。	①本計画の施策3として「生活環境の保全推進」を掲げ、行政の取組みとして「大気質や河川水質、地下水質、道路騒音などを定期的に調査・観測を実施し、結果を公開するとともに、問題が発生した場合は速やかに対策を実施する」を記載しており、可能な限り問題となる前に対応したいと考えています。 環境に関する苦情や要望の相談窓口については、現在通常業務として市環境政策課が担っており、相談の内容を伺った上で、直接対応又は担当機関・部署への中継などを行っています。 今後は、窓口について広く周知に努めてまいります。 ②本計画の施策3として「生活環境の保全推進」を掲げ、行政の取組みとして「環境保全協定を締結した工場又は事業所の監視・指導を徹底する」としています。 市の環境保全協定書モデルでは、公害発生や事故時など状況ごとに対応を求めており、フローチャートについては、市ホームページに掲載したところです。